

○石狩市総合戦略推進懇話会設置要綱

平成27年5月8日

石狩市総合戦略推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 石狩市におけるまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定にあたって、広く関係者の意見を反映し、かつ、効率的・効果的な推進を図るため、石狩市総合戦略推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、石狩市総合戦略推進本部設置要綱（平成27年要綱第5号）第2条に規定する石狩市総合戦略推進本部の所掌事項に関して助言及び意見交換を行う。

(組織)

第3条 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱した者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業界、金融機関、労働団体及びメディアの関係者
- (3) 住民組織の関係者
- (4) 市内に居住または通勤・通学している者のうちから市長が公募した者
- (5) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は懇話会を代表し、会議を主宰する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は委嘱日から当該委嘱日の属する年度の年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集する。ただし、毎年度当初に開催する懇話会については、企画経済部長がこれを行う。

- 2 会長は、多角的な観点からの総合戦略の検討に資するため、必要に応じて各種機関又は団体の関係者及び市民から意見を聞く機会を設けることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画経済部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月8日から施行する。